

これまでの議論の整理（たたき台）

1. 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」（要保護女子）の「保護更生」を図るための事業として始まったが、その後、社会経済状況等の変化を踏まえて、支援ニーズは多様化してきた。
- 平成14年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）が施行され、DV被害者を婦人保護事業の対象として法定化され、ストーカー被害者や人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等についても、婦人保護事業の対象として運用するなど、婦人保護事業は、制定当初の想定を超えて、現に様々な困難に直面している女性の保護・支援に大きな役割を果たしてきた。
- しかしながら、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっているのではないかと、また、「婦人」、「保護更生」、「收容保護」といった用語を見直すべきではないかとの問題提起がなされてきた。
- こうした背景を踏まえ、平成24年6月には、厚生労働省の調査研究事業の一環として「婦人保護事業等の課題に関する検討会」が設置され、同年12月には、同検討会における議論の整理がとりまとめられた。
当該とりまとめを踏まえ、運用上の改善を図るための対応として、以下の取組が、順次、進められてきた。

- ・平成 25 年度 「婦人相談所ガイドライン」の策定。
- ・平成 26 年度 「婦人相談員相談・支援指針」の策定。
- ・平成 28 年度 「婦人保護事業研修体系に関する調査・検討」

- しかしながら、平成 29 年度に厚生労働省が行った「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」の結果においては、婦人保護事業における運用面の改善が十分には図られていないことや、売春防止法が根拠法であることに起因する制度的な課題が存在することが、改めて浮き彫りとなった。
- 更に、近年、婦人保護事業の対象として想定されなかった、AV出演強要、JKビジネス問題、性暴力・性被害に遭った 10 代の女性への支援といった今日的な新たな支援ニーズへの対応も求められている。
- こうした婦人保護事業を取り巻く現状や課題を踏まえ、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求めて平成 30 年 7 月に設置した「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」では、婦人保護事業の運用面における見直し方針や、婦人保護事業の見直しになどの困難な問題を抱える女性への支援のあり方について、検討を進めてきた。

2. 婦人保護事業の運用面における見直し

- 第5回検討会で行った中間的な論点整理を踏まえ、厚生労働省は、令和元年6月21日に「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」をとりまとめ、公表した。
- 具体的な内容としては、全体で10項目の見直しを行うこととされている。
 - 1 他法他施策優先の取扱いの見直し
 - 2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用
 - 3 婦人保護施設の周知・理解、利用促進
 - 4 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し
 - 5 広域的な連携・民間支援団体との連携強化
 - 6 SNSを活用した相談体制の充実
 - 7 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充
 - 8 児童相談所との連携強化等
 - 9 婦人保護事業実施要領の見直し
 - 10 母子生活支援施設の活用促進
- 厚生労働省においては、これらの運用面における見直しを通じて、すべての過程における支援が、より当事者本位なものとなるよう、速やかに取り組むこととされている。令和元年7月18日には、他法他施策優先の見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的な活用等の見直しに関する通知が発出された。また、令和2年度概算要求や、必要な見直しに向けた調査研究に、今後とも取り組むこととされており、引き続き取組を進めることを求める。

3. 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

※点線による枠囲い部分は、事務局において座長指名構成員と相談しながら、これまでの検討会での意見を踏まえ、基本的な考え方のたたき台を整理したもの。

1 困難を抱える女性を支援する制度の必要性

- 女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難に直面する場面が多い。このことによって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い。
- 女性がこのような状況にあることは、国際的な共通認識であり、各国において、専門的な支援サービスの提供をはじめとした、様々な対応が取られてきている。また、我が国においても、婦人保護事業が様々な困難に直面している女性の保護・支援に大きな役割を果たしてきた。
- 人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、様々な困難に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要ではないか。

【これまでの検討会での主な意見】

- 暴力から逃れて待っているのは生活苦、そして子どもの養育と貧困。暴力から逃れた後の支援のシステムがない。女性ゆえに、予期せぬ妊娠、不安定な雇用など様々な大きな問題を抱えている。女性性の困難である。

2 新たな枠組みの必要性

- 婦人保護事業の根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっている。
- また、女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっており、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界が生じている。
- このような認識のもと、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みを構築していく必要があるのではないか。

【これまでの検討会での主な意見】

- 回復支援のサービスを受ける権利主体としてきちんと位置付けられる法制度が必要。損害された人権を確立するための支援法が今、最も求められている。売春防止法の下では、本来の意味での女性支援は成立しない。その課題と限界は明らかになっており、私たちは女性の人権の確立を目指す、売春防止法に代わる新たな女性支援の根拠法を急いで作る必要がある。根拠法は、当事者主体はもちろん、暴力を根絶するためのジェンダー平等法としての機能をきちんと果たすものである必要がある。
- 困難な問題を抱える女性への支援ということを考えるときに、売春防止法を根拠法令とすることは、全くそぐわない。売春をやめさせるとか取り締まるとか、あたかも女性に非があるような視点を感じさせる法令を基にして、女性の支援だっていうことは、ここをそもそものところで止めることがないと、本当に苦しい思いの人に届くのかと思う。
- 女性を分断する売春防止法は、今日の人権保障の思想にそぐわなくなっており、新たな思想に基づく新法構想が必要である。
- 性被害を受けた人たちの保護、立ち直り、生活の再建、自立支援等の包括的な対策を進めていくに当たっては、売春防止法の保護更生では性被害からの立ち直りや自立の支援はできない。売春防止法と別に、支援の趣旨に合った新しい法律が必要。

- 規制と保護を同じ法律の中で一緒に行うことが非常に難しい。保護の部分を売春防止法から切り離して、売春防止以外の対象者も含めた形で、女性の保護や自立支援について包括的に対応するための法律を作っていく必要があるのではないか。その際に、他の福祉法や生活困窮者自立支援法のように、基本理念や対象者を明確化するとともに、関係機関や民間団体との連携、支援体制の整備について規定しつつ、売春防止法から切り離した個々の部分に加えて、国、都道府県、市町村の責務や実施する事業、情報共有、他法他施策との関係といった内容が盛り込まれる構成にしてはどうか。

3 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 売春防止法に基づく「要保護女子」としてではなく、様々な困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにすることが必要ではないか。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目のない支援を目指すことが必要ではないか。
- 現行の婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設については、若年女性への対応、自立後を見据えた支援を図るなど、時代に即した役割を果たせる仕組みにしていくことが必要ではないか。その際、利用者の実情に応じた柔軟な運用を図るべきではないか。
- 多様なニーズに対応し、一人ひとりの意思を尊重しながら、その者の持つ潜在的な力を引き出しつつ、本人の状況や希望に応じた伴走型支援を目指すことが必要ではないか。
- 同伴する児童についても、関係機関との連携の下で、支援の対象として位置づける必要があるのではないか。

【これまでの検討会での主な意見】

- 支援の現場では、要保護女子ということではなく、性的被害を中核として侵害を受けたすべての女性を対象にしている。
- 対象とする女性は、それぞれの法律の項目を挙げる形ではなく、緊急の保護又は自立の援助を必要とする女性及びその者の監護する児童とし、その時の背景がどのようなことであっても、その時々での保護の必要性や支援の内容に焦点を当てて支援するという考えでいいのではないか。
- 包括的な定義は、困難な問題を抱えるすべての女性とし、その人権を擁護し、一人ひとりの問題に関して総合的な社会支援を行うとしてはどうか。

- 具体的な定義については、あらゆる暴力の被害者、日常生活を営む上での困難な問題を抱える女性を範囲として、生活上の様々な困難を抱えた女性やその子どもたちの一人ひとりの事情に合わせ、再出発のために社会資源をコーディネートし、問題解決及び女性の自己決定権を支える等の支援を行うこととしてはどうか。
- 同伴児童への対応が的確にできていない。特に、同伴児童の心理的ケア、心理判定が不十分。同伴児童についても支援対象の主体として捉えるべき。
- 婦人保護事業の従来型の支援のあり方を、もう一度考え直したほうがいい。収容型の施設支援のみの支援のあり方からの脱却をもう考えないといけない段階にきている。
- 対象女性が広がれば、ニーズと支援は多様になるのは当然のことであり、保護、収容の程度も多様性がある。どこか隠れたところにあるような婦人保護施設ではなく、秋葉原、渋谷、新宿などに、ここに逃げ込んでおいでというようなものがないと、人身取引や性搾取の被害者は行かない。そして、一時的に入ったら、その後の居場所を民間で探すなど受け皿を設け、入口を広く、受け皿を深くという施策とすべき。
- 20歳未満の若年女性については、法律の狭間にあることが支援の困難さを増幅させており、通常の婦人相談員の資源やスキルでは対応が困難。若年女性については、抱える問題の内容によって狭間が解消されるような支援のあり方を検討すべき。
- 公的機関の問題として、開所時間や一時保護に至るまでの時間等の問題で、使いたいと思っても利用することを諦めてしまう若年女性が後を絶たないのではないか。もっと手前で、早期の段階で若年女性にアウトリーチしていく必要があり、ハードルを下げて、間口を広げて出会っていくことが大事。
- 売春防止法の枠の外にいる若年女性たちは、相談窓口があってもたどり着けない。気軽に立ち寄れる居場所づくりが必要。

4 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 困難を抱える女性に対する必要な支援がどの地域でも受けられるよう、支援の実施に関する国及び地方公共団体の役割を明確にすることが必要ではないか。
- その際、困難を抱える女性に対する支援を提供する体制が、基本的な方針のもと地域の実情に応じて計画的に構築されることが必要ではないか。

【これまでの検討会での主な意見】

- 女性のニーズに応じた自立支援の仕組みをつくること。大事なことは、国及び地方公共団体の責務を明確にすること。
- 市町村は住民に近い部門、都道府県は広域的な行政サービスを担っており、自立支援については市町村のほうが様々な選択肢を持ち合わせている。そういったお互いの強みを生かした効率的な役割分担を考えたい。
- 国に実態に応じた十分な運営指針がない。支援の地域格差が大変大きい。どこにいても平等な支援が受けられる、ナショナルスタンダードがない。
- 一方で、市町村といっても規模や地域の状況は様々で、市によっては一律に法的な位置付けを与えられてもリソースがないので困るといったところもあり、例えば複数の市町村による連携を単位として考えるなど柔軟な考え方も必要。

5 民間団体との連携・協働のあり方

- 地方公共団体等が、困難を抱える女性への保護・支援を行うに当たっては、これらの女性に対する相談、保護・自立支援等の支援を行う民間団体の特色や経験を活かしながら、これらの団体との連携・協働を推進していくことが必要ではないか。

【これまでの検討会での主な意見】

- 一時保護所については、プライバシーに配慮したユニバーサルな環境を整えていくことが必要。例えば民間団体等の資源がある地域においては、民間委託による一時保護先の確保に重点をシフトしてはどうか。民間のほうの利用者のニーズに柔軟に対応できるので、こうしたニーズに対して民間が行政からの委託の受け皿となるよう取り組みを進めることで、行政のスリム化と民間団体の財政的安定の両方を図ることが可能ではないか。前提として、都道府県の判断に委ねられている入所基準を含め、ハード、ソフト面にわたるナショナルスタンダードが必要。
- 自立支援に関しては、民間にも間口を広げて、補助や委託ができるように正式に事業化するなど、民間団体の資源の積極的な活用と財政的支援をセットで考えていくことが必要。
- 様々に広がる支援格差、官民の支援格差と自治体間支援格差、専門機関の間での支援格差も大きく広がっている。そういった意味での支援格差の広がりを、どこでどう解消していくかというのは大きな問題。その格差の中で、特に民間支援団体は財政的支援が薄弱。緊急一時保護から回復支援までの長いスパンをカバーする事業委託を請けることができれば、支援の専門領域に応じた様々な財政措置を受けることができるのではないか。
- 今後、高齢者、若年女性、外国人など、シェルター機能は特化・専門化されていくであろう。そのときに、公的機関が相談から自立支援までを行うのは難しい面もあるため、支援に特色を持った、スキルや経験のある支援団体に役割を渡すことが重要。

6 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 国及び地方公共団体は、困難を抱える女性への支援に関する教育及び啓発に努めることが必要ではないか。
- 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援方法等に関する調査研究の推進や、支援等に従事する人材の養成及び資質の向上に努めることが必要ではないか。

【これまでの検討会での主な意見】

- 新たな枠組みを構築していくに当たっては、人材の養成・研修、実態把握等のための調査、国民に対する普及・啓発が基本的事項として必ず必要となるため、同様に、盛り込んでいく必要があるのではないか。

7 関連する他制度との連携等のあり方

- DV防止法、児童福祉法、児童虐待防止法をはじめとする他法に基づく他制度やそれらに基づく支援との連携や調整等を推進していくための仕組みづくりが必要ではないか。

【これまでの検討会での主な意見】

- 婦人相談所と母子生活支援施設の関係は、一時保護の委託を請けることは可能だが、それほどつながりがよくない。婦人相談所だけではなく、児童相談所ともあまりつながらない。なぜなら、母子生活支援施設は市町村事業で、婦人相談所、児童相談所は都道府県事業。ここがつながらない理由のひとつで、何とかこれをつなげていきたいと思う。
- 関わる切り口、場面が、それぞれの福祉法によって散りばめられ分解されている。そこをどうつなげて、どう情報共有して、一貫したその女性の支援ができていくかということは非常に大切。
- 人に着目した支援をどう展開するかが重要で、婦人相談所、市や福祉事務所、児童相談所のつながりが本当に重要ではないか。そのためには、それぞれがつながるシステムの構築が必要ではないかと考える。例えば、婦人保護施設や母子生活支援施設、一時保護所の空き状況などが、各機関で見えることができるようになれば、そのときその人にふさわしい場所で支援できるのではないか。
- 婦人保護事業の支援ネットワーク連携会議の設置が必要。児童相談の分野において要保護児童対策地域協議会があるように、婦人保護事業においても関係機関連携会議の設置が望まれる。

令和元年8月30日

子発0718第2号
令和元年7月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」を踏まえた
関係通知の改正及び留意事項について

標記の「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」【別添1】(以下「見直し方針」という。)については、平成30年7月からの「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)における議論等を踏まえ、婦人保護事業における運用面の改善に向けた当面の対応として取りまとめ、令和元年6月21日に公表したところである。

当該見直し方針に掲げる事項のうち、「1 他法他施策優先の取扱いの見直し」及び「2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用 ①一時保護委託の対象拡大等」を踏まえ、下記のとおり、関係通知を改正する。

また、同見直し方針に掲げる「2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用」、「3 婦人保護施設の周知・理解、利用促進」及び「10 母子生活支援施設の活用促進」を踏まえ、下記のとおり留意事項を取りまとめたので、各都道府県におかれては、これらについて御了知の上、管内の市区町村(指定都市、中核市を含む。)に周知していただき、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障害等、様々な困難を抱える女性に対して、相談から心身の健康の回復、自立支援に至るまでのすべての過程における婦人保護事業による支援が行き届くよう御配意願いたい。

見直し方針に掲げる事項のうち、この通知に含まれない事項については、別途発出する通知により具体的な対応等を示すほか、2020年度予算に向け、その具体化を図ることとしているので、併せて御了知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 関係通知の改正

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」(平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部改正

婦人保護事業の対象となる女性の範囲について規定している「第1」について、同「1」の「エ」に規定する、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有する者への支援に際しては、被害者本人や同伴する児童等の状況等を踏まえ、関係機関との十分な連携・調整の上で、婦人相談所や婦人保護施設等において支援する必要があると認められる場合は、必要な他法他施策も活用しながら、婦人保護事業による支援が適切に提供されるよう、別紙1のとおり改正する。

(見直し方針の1関係)

- (2) 「婦人相談所ガイドライン」(平成26年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)の一部改正

上記(1)の改正の趣旨を踏まえて、婦人相談所において対応すべき相談に係る規定について、別紙2のとおり改正する。

- (3) 「婦人相談所が行う一時保護の委託について」(平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部改正

定員を超えた場合にのみ一時保護委託を可能としている対象者についても、保護が必要な被害女性本人の意向、状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう、「1」の「(2)」の「⑥」を改正するとともに、「2」の「(5)」として、対象者の拡大後において、婦人相談所は、委託先で保護を受ける被害者の生活状況の把握や自立に向けた支援に際して、委託先施設と緊密な連携を図ることについての規定を追加することとし、別紙3のとおり改正する。

(見直し方針の2の①関係)

第2 留意事項

- (1) 一時保護(一時保護委託を含む。)に当たっての留意事項

①若年被害女性等の対応について

婦人相談所は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は遭うおそれのある、主に10代から20代の女性(以下「若年被害女性等」という。)の一時保護の受け入れに当たっては、当該若年被害女性等の状況等を勘案するとともに、本人の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けられることができるという気持ちを持つよう留意すること。また、本人の意向も踏まえた適切な支援を進めるため、一時保護委託について、民間支援団体の積極的な活用について検討されたい。

(見直し方針の2の①関係)

[関連規定]

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知【別添2】)
第6-1-(3)
- 「婦人相談所ガイドライン」(平成26年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課【別添4】)
IV-7

②一時保護委託契約施設における一時保護開始手続きについて

被害者が一時保護委託契約施設に直接一時保護を求めた場合に留意すべき点については、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」(平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知【別添3】)の「2」の「(3)」で、「被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあつては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定(当該施設にそのまま委託することを含む。)を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。」と規定しているが、必ずしも当該対応が徹底されていない事例があることから、被害者の負担軽減と迅速な支援の実施が図られるよう、当該対応を徹底されたい。

(見直し方針の2の②関係)

(2) 一時保護委託施設から婦人保護施設へ入所する場合の取扱い等について

- ① 婦人保護施設への入所について、自治体によっては、民間シェルター等の一時保護委託契約施設における保護の終了後、婦人相談所の一時保護所に当該被害女性を入所させ、医学的、心理学的な面からの面接、判定等を行った上で、婦人保護施設への入所を決定している事例があるが、被害者の負担軽減を図りつつ、適切な支援に繋がるよう、婦人相談所は、必要に応じて、医師、看護師、心理判定員等を一時保護委託先に派遣して必要な面接、判定等を行い、婦人保護施設への入所を決定し、民間シェルター等の一時保護委託先から直接、婦人保護施設への入所に移行するなど柔軟に対応するよう留意されたい。
- ② 10代の若年妊婦等が支援を必要とする場合には、婦人相談所又は児童相談所が当該被害女性の保護等に関わることとなるが、その場合には両者の連携を密にした上で、当該被害女性の状況から婦人保護施設への一時保護委託が適切な場合には、その実施が可能となるよう努めること。

(見直し方針の3関係)

〔関連規定〕

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知【別添2】)
第6-1-(3)、同(5)ウ
- 「婦人相談所ガイドライン」(平成26年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課【別添4】)
IV-4-(10)、同6-(1)

(3) 母子生活支援施設の活用について

売春防止法(昭和31年法律第118号【別添5】)第36条の2の規定により、婦人相談所長は、同法第34条第3項に規定する要保護女子(以下「要保護女子」という。)であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法(昭和24年法律第164号)第23条第2項に規定する母子生活支援施設における保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。)の長に報告し、又は通知することとされているので、当該対応について徹底されたい。

また、困難を抱える妊婦の一時保護については、婦人保護施設での対応のほか、「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長連名通知【別添6】)の「別紙2」の「(4)」で、「婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。」としているところであるので、妊婦の状況に応じて、積極的に当該対応を実行されたい。

なお、一時保護委託先の母子生活支援施設における一定期間の養育ののち、母子分離となり退所した場合は、その後の母子への支援も重要であるため、母子生活支援施設による退所後の相談等の支援の他、必要に応じて、婦人相談所及び児童相談所等の関係機関が連携した上で、当該母子の支援に当たるよう留意されたい。

(見直し方針の10関係)

第3 適用日

第1による改正は、この通知の発出の日から適用する。

○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」
 (平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 新旧対照表

| (改正後) | (現行) |
|--|--|
| <p>第 1 婦人保護事業の対象者の範囲</p> <p>1 (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者</p> <p>2 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり 1 のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組みたいこと。</p> <p>3 <u>1 のエに該当する者の支援に際しては、被害者本人や同伴する児童等の状況等を踏まえ、関係機関との十分な連携・調整の上で、婦人保護事業による支援が適切に提供されるよう取り組みたいこと。</u></p> | <p>第 1 婦人保護事業の対象者の範囲</p> <p>1 (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないた<u>めに、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者</u></p> <p>2 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり 1 のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組みたいこと。</p> |

○「婦人相談所ガイドライン」

(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

新旧対照表

【別紙 2】

| (改正後) | (現行) |
|--|--|
| <p>IV. 支援上の留意点</p> <p>1. 支援のための準備</p> <p>(2) 多様な相談内容</p> <p>婦人相談所において対応すべき相談は、通知上、売春等に関する相談と、配偶者等からの暴力に関する相談、及びその他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、実際に支援を必要とする状態にある方からの相談となっている。(注1)</p> <p>このうち、その他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、実際に支援を必要とする状態にある方の相談内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交際相手等からの暴力 ・ 親族からの暴力 ・ 離婚問題 ・ 人間関係 ・ 生活困窮 ・ 住居問題 ・ 医療関係 ・ 人身取引被害 (注2) ・ 性暴力被害 ・ ストーカー被害 (注3) ・ いわゆるアダルトビデオ出演強要 (以下「AV出演強要」という。)・「JKビジネス」被害 (注4) <p>など多岐にわたる。 (以下、略。)</p> | <p>IV. 支援上の留意点</p> <p>1. 支援のための準備</p> <p>(2) 多様な相談内容</p> <p>婦人相談所において対応すべき相談は、通知上、売春等に関する相談と、配偶者等からの暴力に関する相談、及びその他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、実際に支援を必要とする状態にある方からの相談となっている。(注1)</p> <p>このうち、その他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、実際に支援を必要とする状態にある方の相談内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交際相手等からの暴力 ・ 親族からの暴力 ・ 離婚問題 ・ 人間関係 ・ 生活困窮 ・ 住居問題 ・ 医療関係 ・ 人身取引被害 (注2) ・ 性暴力被害 ・ ストーカー被害 (注3) ・ いわゆるアダルトビデオ出演強要 (以下「AV出演強要」という。)・「JKビジネス」被害 (注4) <p>など多岐にわたる。 (以下、略。)</p> |

○「婦人相談所が行う一時保護の委託について」

(平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 新旧対照表

| (改正後) | (現行) |
|--|---|
| <p>1. 一時保護委託の対象者の範囲 (1) (略) (2) 売春防止法に基づく要保護女子(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について)(平成14年3月29日雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。)の第1に定める対象者のうち1のウを除く者)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者 ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。 ② 恋人からの暴力の被害者であること。 ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。 ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)第8条第1項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。 ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。 ⑥ <u>上記の他、実施通知の第1の1のア、イ又はエに該当する者。</u></p> <p>2. 一時保護委託での支援 (1)～(4) 略 (5) <u>婦人相談所は、一時保護委託施設との連携について、次の点に留意すること。</u> <u>婦人相談所は、一時保護委託先で保護を受ける被害者に対して、必要に応じて、婦人相談所の医師、看護師、心理療法担当職員等による医学的又は心理学的援助を行うとともに、当該被害者の処遇等についてのケース会議を一時保護委託先施設と開催するなど、緊密な連携を図り、被害者の自立に向けた支援を行うこと。</u></p> | <p>1. 一時保護委託の対象者の範囲 (1) (略) (2) 売春防止法に基づく要保護女子(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について)(平成14年3月29日雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。)の第1に定める対象者のうち1のウを除く者)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者 ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。 ② 恋人からの暴力の被害者であること。 ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。 ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)第8条第1項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。 ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。 ⑥ <u>婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。</u></p> <p>2. 一時保護委託での支援 (1)～(4) 略</p> |

婦人保護事業の運用面における見直し方針について

令和元年6月21日
厚生労働省子ども家庭局

婦人保護事業は、これまで、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障害等、様々な困難を複合的に抱える女性の支援を行ってきた。

2018年7月からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、婦人保護事業の見直しを進めている。

これまでの検討会での議論等を踏まえ、当面の対応として、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等をはじめ、婦人保護事業の運用面の改善について、次の各事項に速やかに取り組むとともに、2020年度予算に向け、その具体化を図る。

その際、地方自治体に対しては、今回の改善等を通じて、相談から心身の健康の回復や自立支援に至るまで、すべての過程における支援が、より当事者本位なものとなるよう、それらの趣旨を丁寧に説明し、理解を深めるとともに、その後の状況に応じて、必要な対応を行う。

さらに、制度のあり方については、同検討会において引き続き議論を行い、本年8月を目途に議論の結果を取りまとめる。

1 他法他施策優先の取扱いの見直し

○ 婦人保護事業の対象となる女性の範囲については、平成14年の局長通知（※）で示しているが、このうち、「家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者」については、「その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」としている。この結果、婦人相談所や婦人保護施設等において支援を受けべき女性が他法他施策の事業に回され、婦人相談所の一時保護や婦人保護施設による支援に結びつかないといった実態がある。

このため、通知改正を行い、一人ひとりに寄り添った支援ができるよう、関係機関との十分な連携・調整の上で、必要な他法他施策も活用しながら、婦人保護事業による支援が適切に提供されるようにする。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（平成14年雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知）

2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用

①一時保護委託の対象拡大等

- 婦人相談所が行う一時保護については、一定の要件に該当する者について適切な保護が見込まれる場合には一時保護の委託が可能であり、保護が必要な若年被害女性などへの本人の意向も踏まえた適切な支援を進めるため、民間支援団体に対する一時保護委託の積極的な活用が図られるよう周知徹底する。
また、定員を超えた場合のみ一時保護委託が可能である対象者についても、本人の意向、状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう対象者の拡大を図り、より適切な支援が行えるようにする。
- 一時保護委託の対象者の拡大に当たっては、一時保護を委託された施設が、必要に応じて婦人相談所の医学的又は心理学的専門機能を活用することができるようにするとともに、入所者の処遇等について、婦人相談所と一時保護を委託された施設との間でケース会議を開催するなど緊密な連携が図られるよう周知徹底する。

②一時保護委託契約施設における一時保護開始手続きの再周知

- 被害者が一時保護委託契約施設に、直接一時保護を求めた場合に、婦人相談所への来所を求めている実態があるが、この場合、当該施設において、速やかに被害者の安全を確保したうえで、婦人相談所が一時保護の要否の判断等を行うこととしていることについて改めて周知し、被害者の負担軽減が図られるよう徹底する。

3 婦人保護施設の周知・理解、利用促進

- 様々な困難を抱える女性への支援を担う婦人保護施設の役割及び支援の内容についての理解の促進を図るため、厚生労働省ホームページやソーシャルメディアにおいて婦人保護施設の機能や取組等に関する情報提供を行うなどにより、市区町村の相談機関等をはじめ、一層の周知に取り組む。
さらに、婦人保護施設の利用に当たっての分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広げる。
また、婦人保護施設での支援や生活を入所前にイメージが持てるような方法等について検討する。
- 民間シェルター等の一時保護委託先からの婦人保護施設への直接入所措置について、柔軟な運用を促す。
- 支援を必要とする若年妊婦等について、婦人相談所や児童相談所に対し、婦人保護施設への一時保護委託の積極的な活用を促す。

4 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し

- 携帯電話等の通信機器については、位置検索機能やSNSによる情報発信機能等により、DVやストーカー等の加害者が、被害者の居場所を特定し追跡することから、利用について一律に制限されていることがある。一方で、被害女性の自立に向けた求職活動や、学校・職場への復帰に際しての連絡等においては、携帯電話等の通信機器の使用が必要であることから、携帯電話等の通信機器の取扱い等に関する調査研究を実施した上で、安全性も考慮した新たな運用方法について検討し、一律に制限される取扱いを見直す。
- また、外出規制などの集団生活上の制限についても、その実態を把握の上、合理性、妥当性の観点から、留意点を整理する。

5 広域的な連携・民間支援団体との連携強化

- 全国知事会の下、都道府県間で申合せがなされている、配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携を実効性のあるものとなるよう推進する。また、若年女性からの相談等に対応して多様な支援を行う民間支援団体が、当該若年女性が居住する地域の婦人相談所、婦人相談員に、ケースを円滑につなぐことができるよう、当事者本位の視点から、婦人相談所等と民間支援団体との情報の共有等による広域的な連携や必要な支援のあり方について、「若年被害女性等支援モデル事業」の実施状況も踏まえ検討する。

6 SNSを活用した相談体制の充実

- 若年層のコミュニケーション手段の中心となっているSNSを活用した相談体制を導入することにより、それを入り口として若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の安全な開設、人材育成及び運用方法、若年層特有の課題やその背景についての十分な理解を前提とした相談後の関係機関との連携等について調査研究を実施し、相談体制の充実を図る。

7 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充

- 一時保護退所後の支援の充実を図るとともに、保護命令期間経過後の支援の実態について把握し、必要な支援方策について検討する。
- また、婦人保護施設等退所後のアフターケアや、入所中の心身の健康の回復及び自立の促進を図るため、現在行っている「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」、「地域生活移行支援事業」等の更なる充実や民間支援団体を活用した事業の委託などについて検討する。

8 児童相談所との連携強化等

①DV対応と児童虐待対応との連携強化、体制強化

- 第198回国会（通常国会）に提出した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」には、婦人相談所、婦人相談員は児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所等はDV被害者の適切な保護について協力するよう努めることとするなど、DV対策と児童虐待防止対策との連携強化の規定を盛り込んでいる。これを踏まえ、婦人相談員等の要保護児童対策地域協議会への積極的な参加について、地方自治体に協力を求める。
- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置するほか、同伴児童も含めて適切な環境において保護することができるよう、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を進めるとともに、専門職の配置基準や基準単価の見直し等について検討する。また、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解を促進し、DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、ガイドラインを策定する。

②婦人相談員の処遇について

- 婦人相談員の処遇については、平成29年度及び平成30年度に実施した手当額の拡充をはじめとして、その実態や専門性を踏まえ、適切な対応について検討する。併せて、研修の充実等による専門性の向上を図る。

9 婦人保護事業実施要領の見直し

- 当面の対応として、売春防止法等の規定に基づく用語を除き、支援の実態にそぐわない用語や表現について、検討会での議論を踏まえた適正化のための整理を行う。

10 母子生活支援施設の活用促進

- 配偶者のない女子及びその者の監護すべき児童について、母子生活支援施設による支援が適当な場合は、婦人相談所長は、売春防止法第36条の2の規定により、児童福祉法に基づく母子保護の実施に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。)の長に報告し、又は通知しなければならないことについて改めて周知する。
- また、妊婦については、婦人保護施設での対応のほか、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託を行い、出産後は、通常の入所に切り替えることが可能であることについても改めて周知し、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことを促すとともに、その状況について把握する。
なお、一定期間の養育ののち母子分離となり退所した場合は、その後の母子への支援も重要であるため、必要に応じて婦人相談所及び児童相談所等の連携が図られるよう周知する。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（抄）
（平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第6 個別的事項

1 一時保護

- (3) 一時保護に当たっては、被害者の状況、同伴する家族の有無等を勘案し、婦人相談所が自ら行うほか、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護することとされたこと。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう留意すること。

- (5) 配偶者暴力防止法第3条第4項に基づく一時保護の委託については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成13年7月23日厚生労働省告示第254号）のほか、以下の点に留意されたいこと。

ウ 婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図る必要がある。

婦人相談所長は、原則として入所期間が1週間を超えるごとに施設から入所者の状況についての書面による報告を受け、できるだけ早期に次の段階の援助施策に移行できるよう援助内容を検討する必要がある。

○「婦人相談所が行う一時保護の委託について」（抄）
（平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

2. 一時保護委託での支援

一時保護の委託にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成13年7月23日厚生労働省告示第254号）や実施通知を参照するとともに、次の点に留意すること。

（3）委託契約施設における一時保護については、次の点に留意して適切に対応すること。

被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあっては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。

なお、このような婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に被害者が来所し、一時保護を求める場合の取扱いについては、その連絡方法や委託料に係る取扱いについて、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。

○「婦人相談所ガイドライン」(抄)
(平成26年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

IV. 支援上の留意点

4. 一時保護

(10) 一時保護の外部委託

一時保護は、婦人相談所の一時保護所(婦人相談所内に付設している一時保護所だけでなく、別の場所に設置している場合も含む)で行うことが基本である。ただし、DV被害者やストーカー被害者、性暴力被害者、人身取引被害者等利用者の入所理由等によっては、外部施設へ委託することも可能である。

また、利用者の入所理由にかかわらず、

- ・入所者が外国人であり、言語などの問題で、委託した方がよりよい支援ができる施設が近くにある場合
- ・加害者等に利用者が婦人相談所を利用していることが知られてしまっている場合
- ・同伴児童に小学校高学年ないしは中学生以上の男児がいる場合
- ・DV被害男性やセクシュアル・マイノリティの方を一時保護する場合

など、入所者個々の状況に応じられるよう、様々な委託先を検討しておく必要がある。

外部に委託した後も、婦人相談所は、委託者としての責任を負っているので、利用者の生活状況の把握や、自立支援等については、委託先と十分に連携を図り、利用者の自立に向けた支援を行う。

6. 施設入所

婦人相談所における一時保護終了後、速やかに自立することが困難な利用者については、施設入所を検討し、入所に際しては、一時保護期間中の利用者の情報を施設へ情報提供するなどの連携を図る。

(1) 婦人保護施設

婦人保護施設は、利用者の自立に向け、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するという婦人保護事業において非常に重要な役割を担う施設である。

全国的に利用率が低下傾向にあるが、利用者の衣食住を安定的に提供し、ニーズに応じた支援を中長期的に実施できるという特性を有しており、各都道府県においても、婦人保護施設が個々に地域において担うべき役割とその課題等について検討し、十分に活用される必要がある。

婦人保護施設は制度的には措置施設ではあるが、入所(措置)決定に当たっては、利用者本人の意思を尊重し決定すること。

また、利用者が入所後も、婦人相談所として、定期的なケースワークや、施設での自立支援計画の策定に関与するなど、自立に向けて施設と連携して対応する。

個々の利用者によっては、「利用者が施設での集団生活になじめないのではないか」、あるいは「施設の体制では対応できないのではないか」など、入所の是非の判断が難しい場合もあるが、常日頃から施設長はじめ施設職員と施設での利用者への支援の方法、受け入れ可能な利用者等について意見交換を実施するとともに、事例によ

っては（入所決定後）実際に入所する前に、施設職員に施設の暮らしについての説明を依頼するなど、婦人保護施設での支援を必要としている利用者の利用の拡大について検討する。

なお、いったん施設入所した利用者が、施設での生活に適応できない場合などには、婦人相談所で一時保護をするなど、一時的に環境を変え、様子を見ることも効果的である。

婦人保護施設を併設している婦人相談所においては、双方の役割分担を明確化し、婦人保護施設が単に婦人相談所の一時保護の延長の場ではなく、生活再建に向けた自立支援のための場となるよう、施設内の生活環境や支援のあり方について工夫する。

県内に婦人保護施設を持たない県の婦人相談所においては、民間シェルターなどの協力を得て代替施設を用意しておくとともに、婦人保護施設の利用が不可避となった場合に備えて、あらかじめ他の都道府県の婦人保護施設を使用できるよう、県本庁を通じて他の都道府県の婦人相談所及び婦人保護施設と取り決めをしておくことが望ましい。

なお、この場合の入所に要する経費は、入所を依頼した婦人相談所が負担する。
(以下、略)

7. 民間シェルターとの連携

(1) 民間シェルターについて

いわゆる民間シェルターは、公的機関とは別に、地域の有志が中心となり、主にDV被害者や性暴力被害者、一部にはストーカー被害者や人身取引被害者など、多様な支援ニーズに対応し、相談や緊急保護、地域で自立していくための支援を行っている。

(2) 民間シェルターとの連携

民間シェルターとの連携について、まず婦人相談所からの一時保護の委託があげられる。民間シェルターへの一時保護委託は、婦人相談所として、利用者一人ひとりの状況に柔軟に対応するための手段の1つとして重要である。

また、状況によっては、民間シェルターから依頼を受け、必要に応じ婦人相談所が支援を行うこともあり得る。

さらに、一時保護終了後に、利用者が新たな生活の場として民間シェルターの利用を希望することも考えられる。

そうした際に、相互の連携が利用者にとってよりよい支援につながるので、民間シェルターと定期的に情報交換を図り連携を深めておくことは大切である。

民間シェルターによっては、外国人利用者や若年女性への専門的な支援など通常婦人相談所が備えている以上のノウハウを持ったところも存在するので、情報を収集して利用者に提供し、一時保護の委託先として検討する。

民間シェルターに一時保護委託したケースについても、定期的に訪問するなど、婦人相談所として利用者の生活状況の把握に努め、民間シェルターと十分に連携した上で、自立支援に取り組む。

民間シェルターが独自に行っている自立支援のための事業について、婦人相談所として可能な範囲で協働、援助できないか検討する。

○「売春防止法」（昭和31年法律第118号）（抄）

（婦人相談所）

第三十四条 1・2（略）

3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。
- 三 要保護女子の一時保護を行うこと。

4～6（略）

（婦人相談所長による報告等）

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

【別添6】

- 「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（抄）
（平成23年7月27日雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）

（別紙2）

＜各保護・支援制度の概要＞

妊娠等に悩む人たちからの相談に対応して行う出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護の制度による保護・支援には、それぞれ次に掲げるものがあるので、各相談機関等に周知し、必要とする者への情報提供を行い、活用の促進を図ること。

（4）母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。

令和元年8月30日

令和2年度 婦人保護事業関係予算概算要求の概要

令和元年度予算額
191億円の内数

→

令和2年度予算概算要求
240億円の内数

1 婦人相談所における支援 (婦人相談所運営費負担金)

16百万円

○婦人相談所活動費

・婦人相談所から要保護女性等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する経費を補助する。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

・外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等を補助する。

○婦人相談所における広域措置の実施

・他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等を補助する。

○相談・一時保護同伴児童経費

・DV被害者等に同伴する児童のための保育の備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

2 婦人相談所における一時保護、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

23億円

○婦人相談所における一時保護の実施

・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、施設の維持・管理費を補助する。

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

・DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者についても一時保護委託の対象とする。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、就職活動のための旅費、施設の維持・管理費を補助する。

・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。

・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員を配置するとともに、教材や学習机等の環境整備に必要な補助を創設する。【新規】

・同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を創設する。【新規】

・月払い(月初日の人数で算定)としている妊産婦加算について、日割り計算へ見直すとともに、一般生活費の支給について月初日～5日目までに日常生活諸費分を配分するよう支弁方法を見直す。

○心理療法担当職員の配置

・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

・心理療法担当職員の配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件の緩和を図る。【拡充】※年度当初に対象者10名以上→常時1名以上に緩和

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に、同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

○夜間警備体制強化事業

・配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図るため、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化する。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

・賃貸物件を活用して地域生活移行支援を実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

・婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員の活動強化 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

217億円の内数

○婦人相談員活動強化事業【拡充】

- ・婦人相談員の手当や、調査・指導のための旅費等を補助する。※一定の研修を終了した者について勤務実態に応じた手当額を支給。
- ・婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費を補助【拡充】

4 DV対策等の機能強化 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

217億円の内数

○婦人保護啓発活動事業

- ・婦人相談所等が、地域住民に対して要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護についての確かな理解と密接な協力が得られるよう婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を実施する。

○婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

- ・婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。
- ・退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託を可能となるよう、運用の見直しを図る。

○休日夜間電話相談事業

- ・婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

- ・婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

- ・婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)
- ・婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、専門研修の実施主体について、都道府県に加え、婦人相談員を配置する市(特別区含む。)においても実施できるよう、拡大を図る。

○専門通訳者養成研修事業

- ・人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、人身取引被害者や外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

○法的対応機能強化事業

- ・婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻、在留資格等についての相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

- ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。

○婦人相談所SNS相談支援事業(仮称)【新規】

- ・若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

○地域生活移行支援事業(ステップハウス)【新規】

- ・婦人保護施設退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練を実施するとともに、見守り支援を行う生活支援員を婦人保護施設に新たに配置するための費用を補助する。

○DV対応・児童虐待対応連携強化事業(仮称)【新規】

- ・婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター(仮称)」を新たに配置するための費用を補助する。

5 若年被害女性等支援モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

217億円の内数

- ・若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施。

6 DV被害者等自立生活援助事業【拡充】 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

217億円の内数

- ・一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立し、定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行させ、自立支援を促進する。

婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度概算要求217億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- 婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体が実施する各種研修に積極的に受講できるよう婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

【事業内容】

①婦人相談員手当

一定の研修※を修了した者について勤務実態に応じた手当額を補助

※国が実施する「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」又は地方自治体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修を受講した者

②婦人相談員活動費

a)関係機関への同行旅費、相談業務に係る事務費を補助

b)研修派遣のための研修受講旅費、代替職員雇上費用を補助 (拡充)

【実施主体】

都道府県・市 (特別区含む)

【対象者】

売春防止法第35条に基づき都道府県知事・市長が委嘱した非常勤の婦人相談員

【補助率】

国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2

【補助基準額 (案)】 ①婦人相談員手当 研修受講者 : 月額最大194,900円 (R元 : 191,800円)

研修未受講者 : 月額最大151,800円 (R元 : 149,300円)

②婦人相談員活動費

a)同行旅費・事務費 都道府県 : 年額58,000円、市 : 年額49,000円

b)研修受講旅費 年額45,940円

代替職員雇上費 年額224,000円

婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度概算要求217億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- 婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みや近況を報告できる集いの場提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託が可能となるよう、運用の見直しを図る。

【事業内容】 婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるように支援する。

【実施主体】 都道府県 ※民間団体等への事業委託を可能とする。

【対象施設】 退所者のうち支援を希望する女性が5名以上いる婦人保護施設

【事業内容】

- ・ 訪問指導等による日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理等）
- ・ 地域及び職場での対人関係の調整等
- ・ 関係機関等への同行支援
- ・ 集いの場の提供支援（拡充）
- ・ その他社会生活における相談、余暇指導等

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【補助基準額（案）】

- ・ 対象者5人以上10人未満 1施設当たり 913千円
- ・ 対象者10人 1施設当たり 1,825千円
- ・ 10人を超えた対象者1人につき151,960円を乗じて加算
- ・ 集いの場提供支援 1施設当たり 425千円

婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

【令和2年度概算要求】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

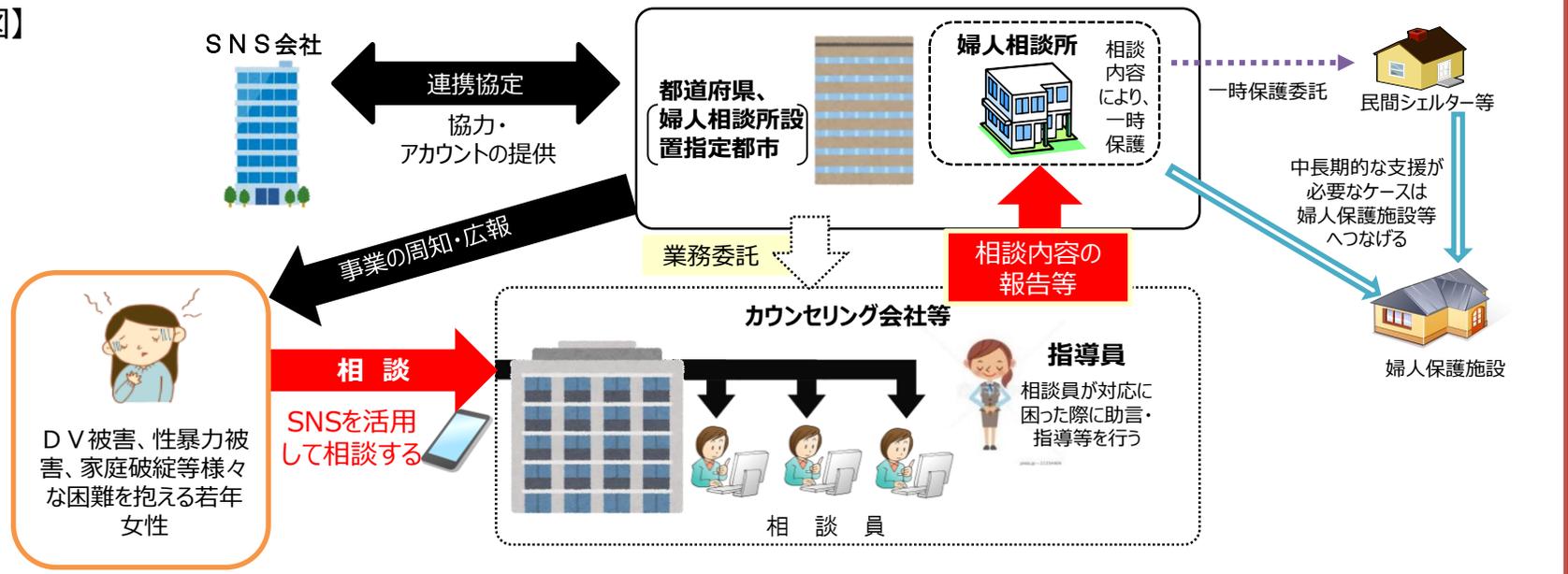
- 婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,993千円

【イメージ図】



地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

令和2年度概算要求217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

拡充の内容

- 婦人保護施設退所後の地域生活への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練の充実や、見守り支援を行うための生活支援員を新たに配置する。

《ステップハウス》

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。



婦人保護施設



近隣のアパート等

- ・施設と近距離にあるアパート等で実施
- ・新たに生活支援員を配置し、生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【国庫補助基準額（案）】 1施設当たり 546千円

※利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能

※賃貸物件を活用して実施する場合に、物件の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

【令和2年度概算要求】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

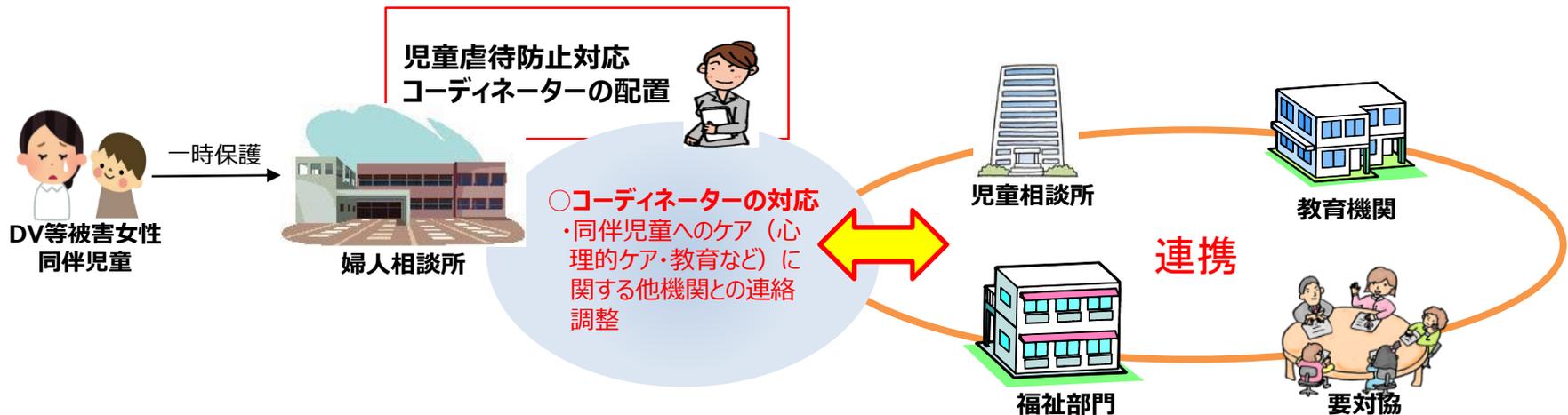
- 婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1か所当たり6,217,000円

【事業イメージ】



若年被害女性等支援モデル事業

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度概算要求217億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区 ＜補助率＞ 国10/10 ＜1か所当たりの補助基準額(案)＞ 10,860千円(①～④全て実施)

＜モデル事業イメージ＞



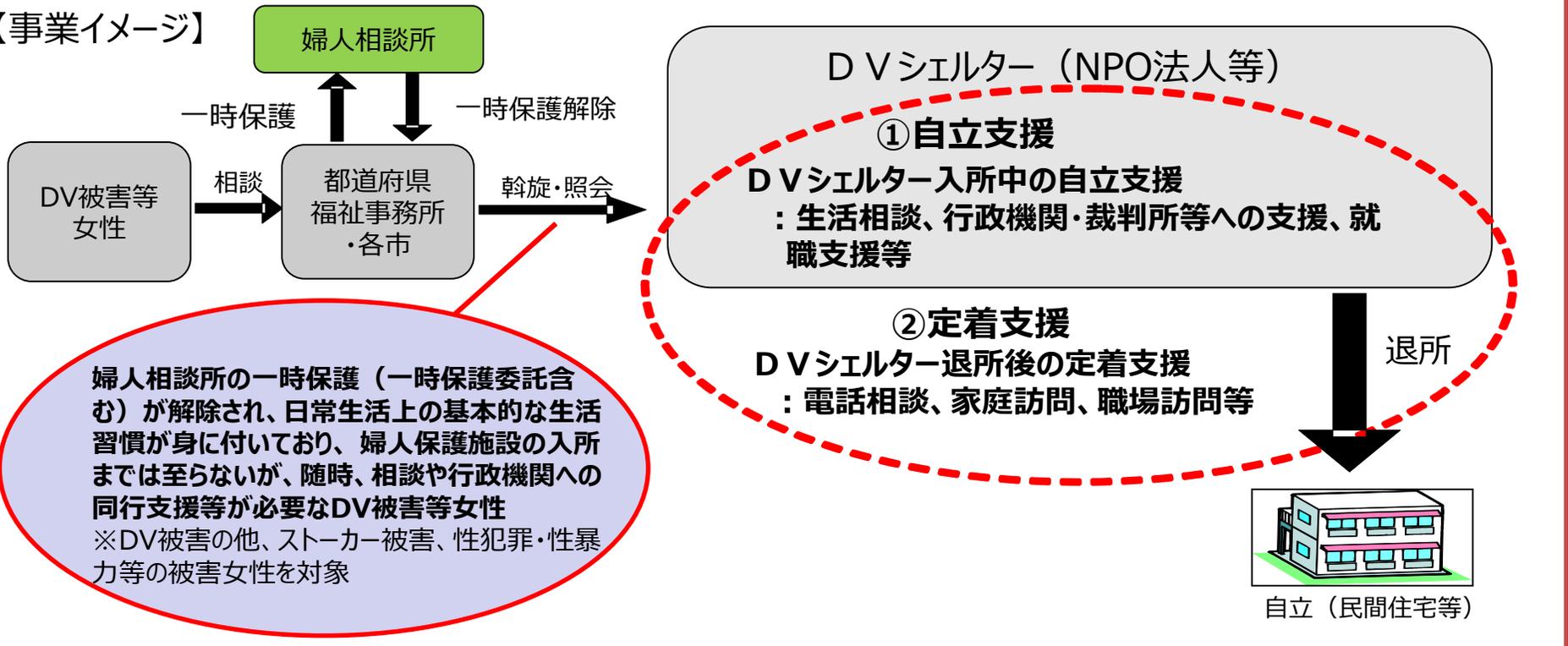
DV被害者等自立生活援助事業【拡充】

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度概算要求217億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- 一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施開始から5年が経過している当該事業を本格実施に移行させ、実施箇所数を増やし自立支援を促進する。(4か所 → 35か所)

【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県・市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2

【国庫補助基準額 (案)】 1か所当たり 4,478千円